

# 愛媛県立農業大学校庁舎照明改修（LED化）仕様書

## 1. 業務概要

本業務は、農業大学校庁舎の照明器具をLED照明に改修することにより、既存照明灯具において頻発している劣化故障の改善及び改修後の省電力化を図るものである。

## 2. 改修内容

改修箇所は、LED 対象施設のとおりとし、改修は既設灯具の交換を基本とする。

なお、交換LED照明の仕様は、別添設計書のとおりであり、この仕様を満たす製品を選定すること。

## 3. 施工内容

灯具交換箇所は、既設灯具を撤去し、新設のLED照明灯具を取り付けること。

## 4. 作業一般

- (1) 作業は農業大学校総務課職員（以下、「職員」という。）の指示のもとに実施すること。
- (2) 業務の実施に先立ち、実施体制、工程表、緊急時における連絡先等業務を適正に実施するために必要な事項を取りまとめた計画書を作成し、職員の承認を受けること。  
なお、LED照明改修にあたり、執務室については、学校運営に支障が出ないように、職員と協議のうえ工程を作成し、改修実施後、照度確認及び養生撤去を完了させること。
- (3) 実施にあたっては、現場の安全と学校運営に十分留意し、職員と緊密な連絡を保ち、事前に打合せを行うこと。  
教室・執務室等の実施においては、灯具取外しに伴うほこり等が机上に落ちないように養生シート等で対策すること。
- (4) 事故発生の際は応急の処置を講ずると共に速やかに職員に通報し、その指示に従うこと。
- (5) 作業に従事する要員は十分な経験と技能を有する者とする。
- (6) 実施責任者は常に自己の連絡先を明らかにし、作業の進行に支障のないようにすること。
- (7) 作業に必要な電力及び用水は無償で使用可能であるが、節約に努めること。
- (8) 作業に必要な材料、接続ケーブル、工具及び消耗品の一切は請負者の負担とする。

- (9) 火災予防には特に注意し、所定の場所以外での喫煙及び火気の使用は絶対に行わないこと。
- (10) 荷物の搬出入にあたっては、そのつど係員に申し出てその指示に従うこと。
- (11) 作業範囲外の場所には立ち入らないこと。
- (12) 工程を変更するときは、職員の承認を受けること。
- (13) 作業の際に建築物等に損傷を与えないよう十分留意のうえ改修することとし、万が一損傷させた場合は、速やかに係員に申し出て協議を行い、請負者の負担において復旧させること。
- (14) 業務の実施に伴い発生した蛍光灯及び灯具等の処理は、関係法令を遵守し適正に処理すること。

## 5. 提出書類

以下の書類を提出すること。

なお、(1) から (3) は作業前、(4) は速やかに提出すること。

- (1) 作業工程表
- (2) 体制表
- (3) 使用LED灯具等の仕様書
- (4) 改修写真（作業前、作業中、作業後）